［別表を削る。］

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））

1　特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目	一　第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額 二　第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額 三　第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額 四　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の三第一項第四号に規定する額 五　第二百十条の十一の三第一項第五号に規定する額 六　第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する額 七　第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する額 八　第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する額 九　その他金融庁長官が定める額 十　法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第二百十条の十一の四第二号に規定する額 四　第二百十条の十一の四第三号に規定する額 五　第二百十条の十一の四第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 七　第二百十条の十一の四第六号に規定する額 八　第二百十条の十一の四第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

2　特例企業会計基準等適用法人等について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目	一　第二百十条の十一の三第三項第一号に規定する額 二　第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する額 三　第二百十条の十一の三第三項第三号に規定する額 四　第二百十条の十一の三第三項第四号に規定する額 五　その他金融庁長官が定める額 六　法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額